

業務の運営に関する規程

第1 求人

1. 本所は、いかなる求人の申込みについても受理します。ただし、その申込みの内容が、法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について、緊急の必要があるため予め書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項を、予めこれらの方法以外の方法により明示してください。
4. 求人の受付の際には、受付手数料を別表-1 の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けた手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第2 求職

1. 本所は、いかなる求職の申込みについても受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
2. 求職の申込みは、ご本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
3. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をして、別に定める登録証の提示によって、求職の申込みの手続きを省略致します。

第3 紹介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
2. 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間他の雇用条件を予め書面の交付、又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、予め書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、予めそれらの方法以外の方法により明示を行います。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますので、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。
7. 就職が決定したら、求人者から別表-1 の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

1. 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
2. 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。また、雇用関係が成立しなかった時も同様に報告してください。
3. 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程（別紙-2）に基づき、適正に取り扱います。
4. 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
5. 本所の取扱職種の範囲等は、全業種と国内です。

本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりとなり、すべて職業安定法及び関係法令及び通達に基づいて運営していますが、万が一ご不審の点は担当者にお気軽にお尋ね下さい。

西暦 2022 年 1 月 1 日

許可番号	22-ユ-300740
事業所名	ユースフル・テンプ株式会社
代表者名	青木健蔵
所在地	静岡県富士市水戸島元町 14 番 18 号



取扱い職種の範囲その他業務の範囲

取り扱う範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）

取扱い地域の範囲：国内全域

ただし若者雇用促進法第 11 条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者から、学校卒業見込み者であることを条件とした求人は取り扱いません。

届出制手数料にかかる手数料

【求職者から徴収する手数料】

求職者の皆様からは一切手数料をいただきません。

【求人者から徴収する手数料】

職業紹介の報酬は、有料職業紹介の届け出をした範囲において求人者と合意した金額とし、契約書又は覚書等に定めるものとします。

※有料職業紹介手数料は別添資料（別紙-1）をご参照ください。

返戻金制度に関する事項

当社が紹介した求職者が早期自己都合退職した場合の返戻金は、別途契約書または覚書等に定めるものとします。

求人者の情報に関する事項

求人者情報の取扱者は、各事業所の職業紹介責任者です。

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りです。

個人情報の取扱いに関する事項

個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介担当者となります。

個人情報取扱責任者は職業紹介責任者となります。

職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとします。

また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとします。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に

に基づき、本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとします。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとします。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとします。

苦情などのお問い合わせに関して

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者です。

苦情の申し出があった場合は、誠意をもって対応いたします。

その他、弊社の業務についてご不審な点につきましては、お気軽にお問い合わせください。

職業紹介責任者 青木健蔵



【別紙-1】 手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1,000円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。



【別紙-2】個人情報適正管理規程

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介担当者とします。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とします。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとします。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとします。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとします。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとします。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとします。
4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は、誠意を持って適切な処理をすることとします。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とします。

職業紹介責任者 青木健蔵

